

10年目標の実現と 今後の特許審査の基本方針

調整課長 澤井 智毅

抄録

特許庁は本年3月、特許審査の迅速化に関する10年間の長期目標であったFA11（一次審査通知までの期間を11ヶ月に短縮）計画を達成しました。本稿では、この間の審査関連施策について振り返るとともに、この10年における特許制度を巡る情勢変化や新たな課題について述べた上で、「世界最速・最高品質の特許審査」の実現に向けて、この3月末に特許審査部として策定した「FA11達成後の特許審査の基本方針」について概説します。

1. FA11 達成に向けた取組

2002年に成立した知的財産基本法には、その第14条に「迅速かつ的確な実施を可能とする審査体制の整備その他必要な施策を講ずるものとする」と定められています。また、同法に先立ち、知的財産立国の実現に向けた我が国の知財政策の基本方針ともいえる「知的財産戦略大綱」が同じ年の夏に策定されています。同大綱にも、「より一層の効率化を図りつつ、必要な審査官の確保、先行技術調査の外部発注や専門性を備えた審査補助職員の積極的な活用等による審査体制の整備、加えて、企業啓発等による我が国の出願・審査請求構造の改革等の総合的な施策を講ずる」と定められています。

世界最高水準の審査の効率性を発揮してもなお、審査着手までの期間が長期化する理由は単純です。供給能力を超える需要、すなわち審査可能件数（アウト）を大幅に超える審査請求件数（イン）があったということです。審査の迅速化に向けて、特許庁は、この審査請求件数（イン）と審査可能件数（アウト）との不均衡を是正すべく、知財基本法成立以来、インとアウトの両面で抜本的な対策を講じました。

まず審査請求の適正化対策（イン対策）として、2003年の法改正により、「出願者間の費用負担不均衡の是正」と「適正な審査請求行動の促進」との趣旨から、出願・審査請求構造改革に資する特許関連手数料の抜本改定を可能とする法改正を行いました。これは、審査請求料を倍増しつつ、権利化後の特許料を半額以下にするものです。諸外国

の料金体系と比較し、当時の我が国の料金体系が、過度に審査請求を奨励しながら、一方で付与された特許権の放棄を誘導する料金体系であったため、これを大幅に是正する改正でした。日米経済摩擦を舞台とした米国のベストセラー・サスペンス小説¹⁾にも取り上げられるなど、諸外国ユーザーから「特許洪水(patent flood)」とも揶揄された「玉石混淆」の特許出願構造の適正化を目指す内容です。なお、「特許洪水」との語は、今日では「特許の藪(patent thickets)」と名を変えて呼ばれており、特許制度を運営する上での負の側面となるものです。

こうした出願・審査請求構造改革に資する料金改定を可能とする法改正を行った上で、新たな「特許重視型」の特許関係手数料の具体的な考え方を示すとともに、審査可能件数の向上策（アウト対策）にも資する具体的な諸施策を盛り込んだ「特許戦略計画²⁾」を特許庁は同年夏に策定し公表しました。

審査可能件数の向上策（アウト対策）として、同計画では、任期付審査官を含む特許審査官の大幅な増員の必要性を掲げ、関係各府省と調整し、国家公務員定員制限の厳しい我が国にあって、これを実現しました。ともすれば特許ユーザーから反発を招きかねない耳障りの悪い話でもある、量から質への転換や料金体系の抜本見直しを、特許庁自らが関係諸団体に説いたことが、関係各府省、特に定員当局の理解と信頼に繋がりました。

上記のイン対策は、当時5割を切っていた合格率とも言うべき特許率を、この10年で7割にまで上昇させ、まさ

1) Michael Crichton 著「Rising sun」(1992) Arrow books 原書202頁記載の登場人物等のやりとりは、当時の日本の特許制度に対する米国一般の不信感を端的に表すもので面白い。

2) 経済産業省特許庁「特許戦略計画」(2003年7月8日) http://www.jpo.go.jp/torikumi/hiroba/pdf/patent_plan.pdf

しく量から質への出願構造の転換を促しました。また、アウト対策は、その後の5年間で490名の任期付審査官の採用に繋がるなど、審査官の大幅な増員に繋がり、今日的確迅速な特許審査を支える下地となっています。

こうした下地のもと、優秀な人材の採用と育成に審査部を挙げて努めつつ、審査長、室長をはじめとした管理職やグループ長による日々の案件管理のもと、何より欧米審査官の3~5倍の効率性を審査官全てが不断に努めてまいりました(図1)。審査官個々の不断的努力こそが、情報技術施策や登録調査機関の貢献と相まって、冒頭の通り、2004年に課せられた特許審査に関する10年間の長期目標(FA11)を期限通りに実現させたのです(図2)。

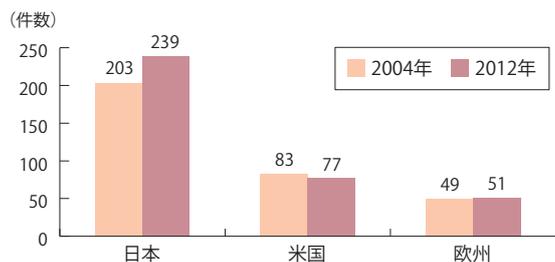


図1 審査官一人あたりの年間審査処理件数(三極比較)

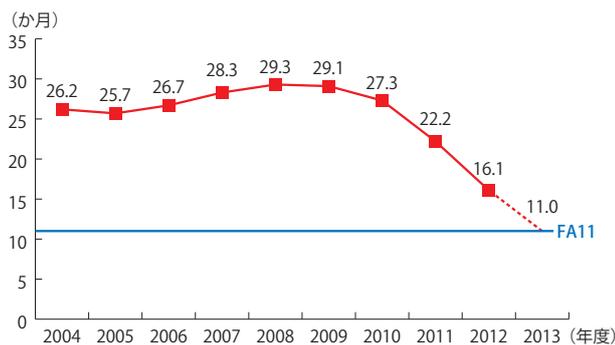


図2 一次審査通知(FA)までの期間の推移

2. この10年の特許制度を巡る情勢変化と新たな課題

(1) グローバル化の進展

世界における貿易や投資の拡大を背景に経済のグローバル化が進展しています。我が国企業においても、近年、対外直接投資を大幅に増加させるとともに(図3)、海外での生産比率や従業員比率を大幅に増やすなど(図4)、世界経済に深く依存しています。

こうした経済のグローバル化を背景に、我が国特許庁を受理官庁とするPCT国際特許出願(以下、「国際特許出願」という)が、この10年で倍増しました(図5)。世界全体の国際特許出願のこの間の増加率が70%であることを考慮しますと、顕著な増加であることがわかります。上で述

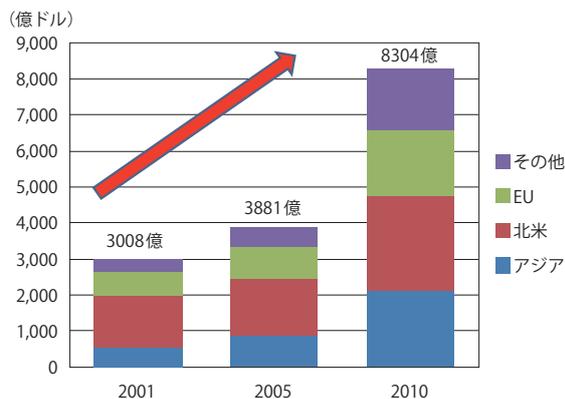


図3 我が国企業の対外直接投資残高の推移

出典：産業構造審議会新産業構造部会(第3回)配付資料
財務省「国際収支状況」、日本銀行「外国為替相場」からジェトロ作成

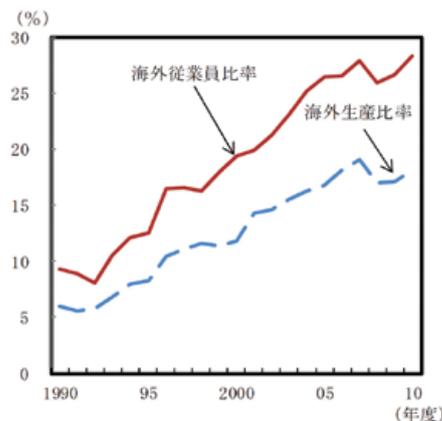


図4 我が国企業の海外生産・従業員比率の推移

出典：「日本経済2012-2013：厳しい調整の中で活路を求める日本企業」(内閣府)
原データ：経済産業省「海外事業活動基本調査」、財務省「法人統計年報」
海外従業員比率は、海外現地法人従業員数/(国内法人従業員数+海外現地法人従業員数)、海外生産比率は、海外現地法人売上高/(国内法人売上高+海外現地法人売上高)により計算。

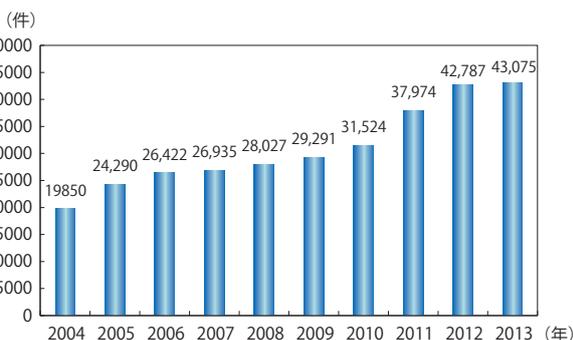
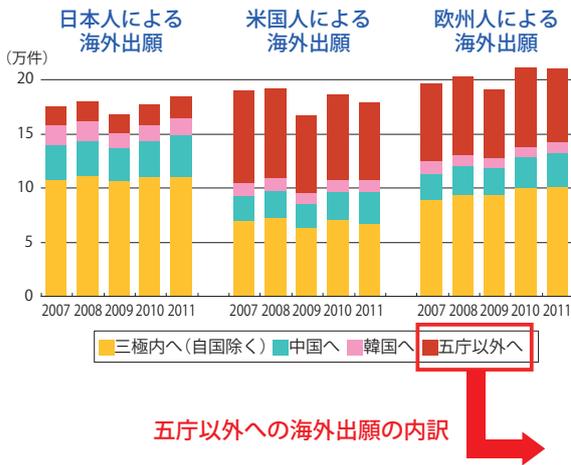


図5 我が国のPCT国際特許出願件数の推移

べたように、国内特許出願自身は、量から質への転換もあり、この10年は減少傾向にあります(それでも欧州の倍の規模を維持していますが)。一方、我が国のみならず他国でも権利化を目指す国際特許出願が急増傾向にあることは、その出願の多くがグローバル市場を念頭に置いた「玉」で占められていることを考慮しますと、我が国の創造活動が萎縮しているわけではないとの安心材料を与えます。勿論、国際特許出願に係る国際調査報告の作成負担が、



(出典) WIPO統計(2012年11月現在)
 (注) 欧州：EPC加盟国。
 ・ 欧州からの出願件数は、各年末時点のEPC加盟国の出願人による出願件数。
 ・ 欧州への出願件数は、欧州特許庁及び各年末時点のEPC加盟国の各特許庁への出願件数
 (注) 2011年における五庁以外への出願件数は未確定
 (ブラジルへの出願件数は不明)。
 (注) 「五庁以外」及び「その他」には、台湾への出願は含まれていない。
 (注) 「ASEAN」は、シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシアの件数に限る。
 (略表記) 伯：ブラジル、露：ロシア、印：インド、加：カナダ、豪：オーストラリア

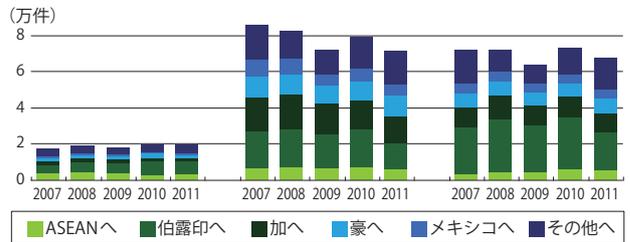
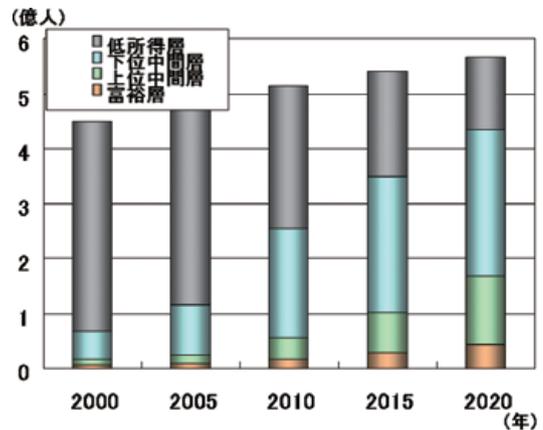


図6 日米欧出願による海外出願状況

その中身の重要性や困難性もあり、通常の国内出願を大幅に超えるものであることを考えますと、新たな体制整備という課題を私たちに課しており、国家公務員の定員制限が厳しい中、手放しで喜んでばかりはいられません。

対外直接投資や生産拠点の移転など、アジア等の新興国との相互依存の関係を強める中、国際特許出願が急増しているとはいえ、我が国企業の海外への出願構造は、依然として主要国偏重の傾向にあります。日本企業は、海外への特許出願の多くを、米国、欧州、中国、韓国の主要国・地域に絞っており、その比率は9割にも達しています。これに対し、欧米企業の対主要国比率は5～6割程度であり、新興国にも抜かりがないことがうかがえます(図6)。特に、我が国企業が製造拠点として重視し、加えて、中間所得層が爆発的に増加するASEAN6においてさえ(図7)、我が国企業が欧米企業に劣後している状況(図8)は、特許が当



(出典)通商白書2011

図7 ASEAN6カ国の所得層毎の人口推移

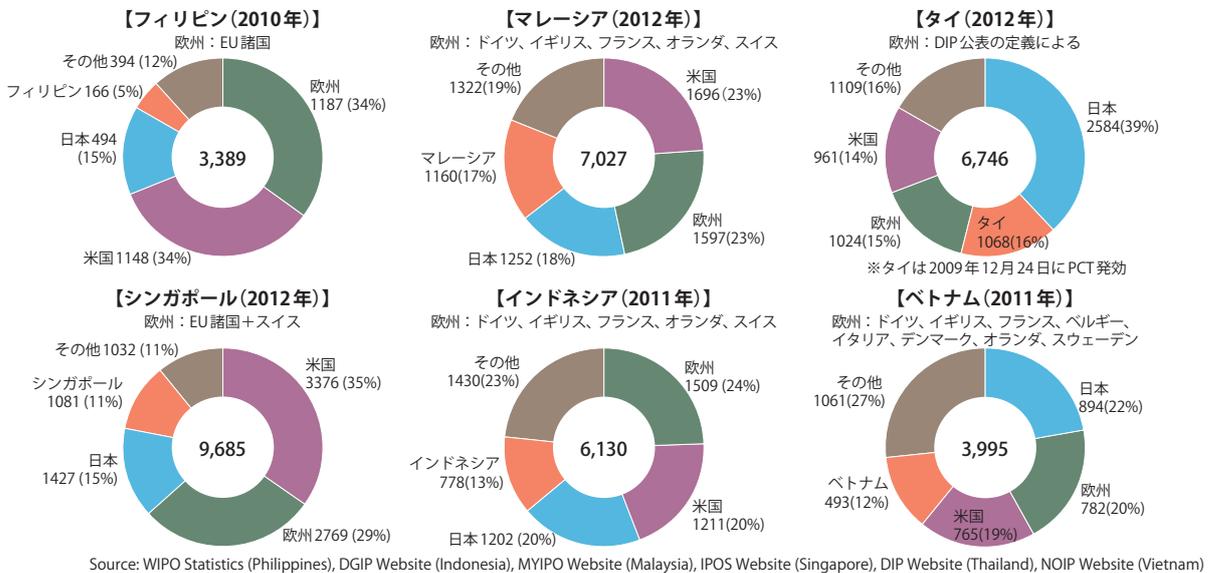


図8 ASEAN6における国・地域別特許出願比率

該市場での排他的な独占権であることを考えますと危機感さえ覚えます。

こうした状況について、我が国企業に広くヒアリングしたところ、異口同音にASEAN諸国をはじめとした新興国での特許制度や運用が不透明であり、権利取得の「予見性」が低いと、企業としてコストをかける決断ができないとの声を聞きます。同地域での権利取得の「予見性」を高めるため、制度の国際調和のみならず、審査運用の調和や同地域での審査官の育成が急がれます。

特許のグローバル化の進展は、この10年間で、国際的な連携を深めました。我が国が2006年に提唱した特許審査ハイウェイ (PPH) は、既に32カ国・機関が参加するまでに拡大し、2013年9月のジュネーブでのWIPO一般総会の機会に、他国の特許庁長官から、「今世紀最大の知的財産分野での発明」と評価されました。また、2007年には、主要国特許庁における特許審査の質と審査効率の向上を目指し、日本、米国、欧州の三極特許庁に加え、中国、韓国を交えた五大特許庁長官会合が、米国ホノルル市で開催されました。ここで「10の基礎プロジェクト」を立ち上げ、国際的な審査協力の今日の検討に繋がっています。我が国が主催した第4回五大特許庁長官会合(2011)では、各国主要国における権利取得の「予見性」を高めるべく、審査運用や情報技術 (IT) 化を主たる議論としてきた同会合において、制度調和の議論をはじめ取り上げました。

(2) 知財重視に向けた制度間競争

特許制度は、創造、保護、活用の知財創造サイクルを加

速することによりイノベーションを促します。米国では、1980年代の行政、司法、立法を挙げた徹底的なプロパテント政策³⁾により、図9に示すとおり民間研究開発投資を喚起し、90年代以降の米史上最長の景気拡大期を牽引しました。安定的な特許権の行使が、投資の回収を保証し、新たな研究開発を促す(発明奨励)という近代世界史における特許制度の趣旨を改めて米国が実証したと言えます。これは国富の増大にも繋がります。古くは特許出願と英国の産業革命との相関が指摘されています⁴⁾。近年を見ましても、主要国・新興国の特許出願件数の伸び率とGDPの伸び率を見ますと、相関係数は0.7となり、「強い相関」があることがわかります(図10)。

このように特許制度がイノベーションを促す重要なツールであることは良く知られており、基礎研究や発明からイノベーション(実用化)に連なる途を遮る「死の谷」を如何

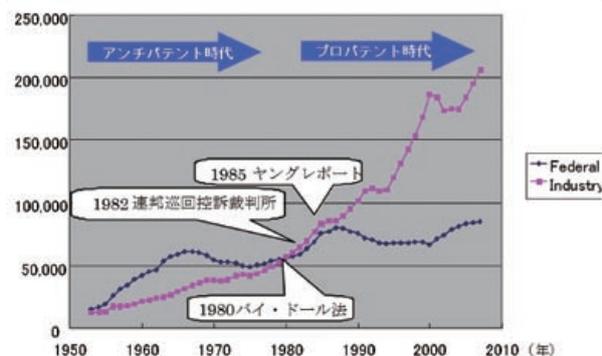


図9 米国における研究開発投資額(連邦政府資金と民間資金)の推移
単位:百万ドル(2000年実質額Constant Dollars)
(出典)国立科学財団“Science and Engineering Indicators 2010”を用い加工。

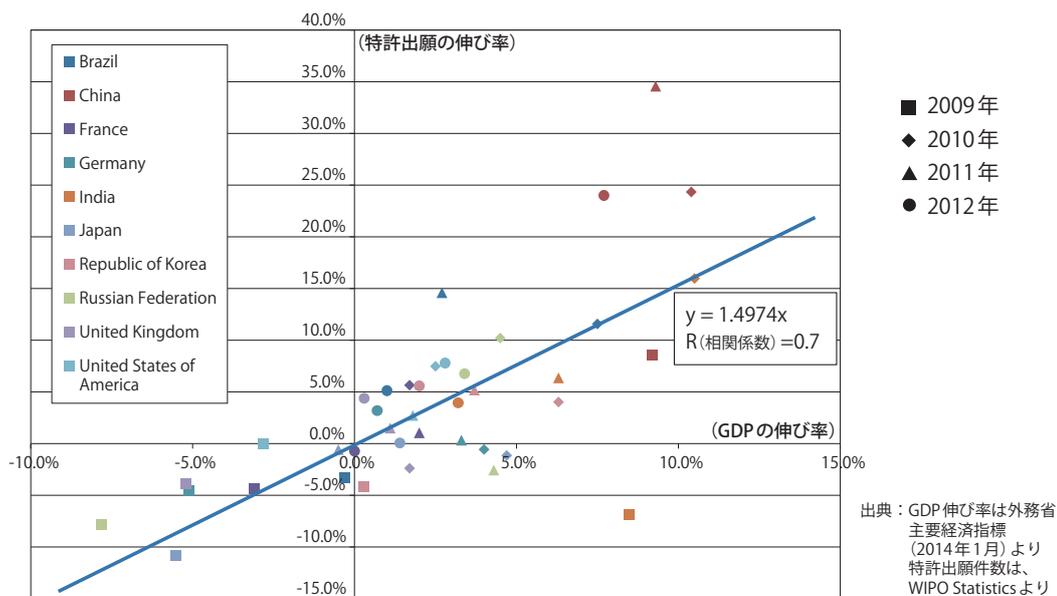


図10 各国各年のGDPの伸び率と特許出願の伸び率との相関

3) 拙著「米国発明法とその背景」17～28頁

4) マーク・ブラキシル、ラルフ・エッカート著、村井章子訳「インビジブル・エッジ」59～62頁

に克服するかが、各国政府にとっての重要な課題となっています。

経済や特許のグローバル化は、上で述べたような国際的な連携を深化させるだけではなく、如何にイノベーションを喚起し、国富を増大させるシステムとするかという国際的な制度間競争を促します。

例えば、特許制度が我が国から一世紀も遅れて成立した中国⁵⁾は、あたかも我が国の特許審査体制と同規模の体制を目指すかのごとく、その規模を90年代に拡大し、今世紀初頭にはこれを実現し、一息ついていました。しかし、我が国の官民合同の国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)による審査遅延に関する対中国申し入れに端を発し、更なる大幅な増員を図っています。近年の伸びは、今世紀に入り、その規模を急激に拡大する米国をトレースするようです(図11)。なお、最近の中国国家知識産権局(SIPO)の発表によれば、2016年にも16,000人の審査官を配置すると公表しています。これは、我が国特許庁10個分の大きさを意味します。

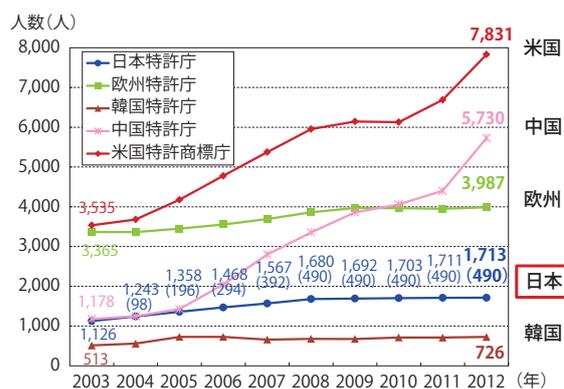


図11 五大特許庁における特許審査官定数の推移

また、米国は、審査体制を増強するだけではなく、財政強化と制度の改革も積極的に進めています。6年もの議会審議を経て、特許の質の向上と過度な知的財産訴訟の軽減、制度の国際調和を柱とする「米国発明法(AIA: America Invent Act)」を2011年に成立させました。その内容は、まさに19世紀以来の改革法(Patent Reform Act)と呼ばれるに相応しい幅広い内容となっています。毎年の米国大統領経済報告では、イノベーションを促す主要なツールとして、

特許保護の重要性が指摘されています。本年(2014年)3月の経済報告においても、「オバマ政権は、発明者による有益なイノベーションの促進を確たるものとするよう特許制度を改革し、イノベーションを支援する」と述べています。

一方、欧州も、2012年に「単一特許規則」及び「翻訳言語規則」を成立させ、また2013年には「統一特許裁判所協定」の署名が行われるなど、単一特許制度や統一特許裁判所の創設に向けた準備を進めているところです。

韓国やインド、ロシア、ブラジル、メキシコ、シンガポールなどの新興国も、知的財産制度を重視し、特許審査体制を強化しています。例えば、シンガポールは、東南アジアの金融センターとの印象がありますが、今日では工業化に向け、研究開発投資額を、対GDP比1990年代の1%程度から、3%近くまで急激に増やしています。同国の知的財産庁も、これまで他国の審査結果に頼る修正実体審査制度を採用してきましたが、自国の研究開発投資の増加に合わせ、自前の特許審査体制を構築すべく積極的な対応を進めています。

このように主要国・新興国を問わず、体制の強化とルールの整備を進めるなど、イノベーションを喚起するために特許重視に向けた制度間競争⁶⁾に参加しています。

(3) 特許の質への関心

近年、事業拡大や研究開発への継続的な投資を促進する上で、特許権の重要性が増す中、「特許の質」への関心が高まっています⁷⁾。とりわけ、米国連邦取引委員会(FTC)は、中小企業を含めた産業界、各分野の学者や特許弁護士等、広く300名のパネリストへの24日間以上に渡るヒアリングを踏まえ、2003年に「イノベーションを促すために」を公表しました。これは、同時期のナショナルアカデミー報告書「21世紀の特許制度」(2004)とともに、後の制度改革の議論を惹起し、上記米国発明法(2011)の成立の端緒となるなど、特許の質への国際的な関心と呼ぶ契機となりました。同FTC報告書では、「特許制度はイノベーション促進する上で良く機能している」と評価する一方、「無効であるか、あるいは広範すぎる特許請求の範囲を持つ特許」を「疑義ある特許(questionable patent)」と定義した上で、「疑義ある特許は、重大な競争上の懸念であり、イノベーションを阻害する」と結論づけています。

米国における特許の質に関する要請は、上記の米国発明

5) 1985年、中華人民共和国専利法施行。なお、日本の特許制度は、1885年に専売特許条例公布以来、来年には130年を迎える。

6) 昨年6月7日に知的財産戦略本部決定の「知的財産政策ビジョン」において、「このような状況の中で、各国政府間で、自国の国際競争力強化の観点から、如何に自国の制度をユーザーフレンドリーに、またイノベーションを喚起するものとするかという知的財産分野の「制度間競争」が起きていることを認識する必要がある」と記載されている。

7) 米国:「イノベーションを促すために」連邦取引委員会2003、「21世紀の特許制度」ナショナルアカデミー2004、「2006年大統領経済報告」、欧州:「Study on the quality of the patent system in Europe」欧州委員会委託研究2011、日本:「イノベーション促進に向けた新知財政策(イノベーションと知財政策に関する研究会報告書)」特許庁2008、OECD:「SCIENCE, TECHNOLOGY AND INDUSTRY SCOREBOARD 2011」経済協力開発機構2011等々

法成立後も続いており、2013年12月に米国下院を通過したイノベーション法案においても、米国特許商標庁（USPTO）の特許審査と特許の質を改善するために利用可能な技術や重複特許を防ぐ方法と海外特許庁等で用いられている先行技術のデータベースや検索システムの米国での利用可能性等を一年以内に調査するよう命じています⁸⁾。

一方、我が国においても、特許率がこの10年で20ポイント以上増加しています（図12）。上述の通り、我が国企業の特許出願構造が、量から質に転換したことが、その主因であるものの、中には、先行技術調査が十分になされなかったケースも考えられます。迅速性を優先するあまり、他国を遙かにしのぐ効率性を追求したことや、急増する外国語文献（図13）への先行技術調査が不十分であったことも、その一因と考えられます。事実、特許庁は、審査の質

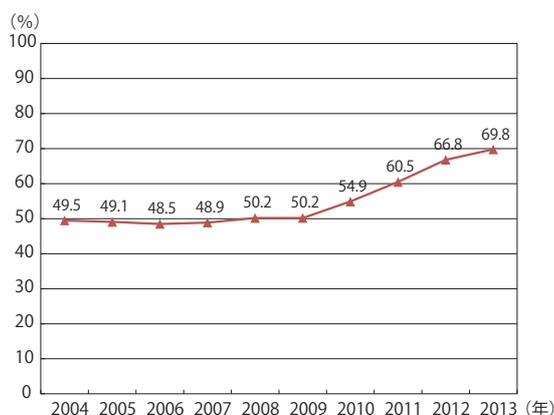


図12 我が国特許庁における特許率の推移

に対し、広くアンケート調査を行っていますが、他者の特許権に対する第三者の意見として、「先行技術調査や技術的な判断が甘いと感じる」、「数値限定に関する審査に疑問を感じる」など、審査判断に対して疑義を呈する意見や、「特許査定が不明である」、「面接審査での検討内容が不明である」といった、判断内容を明確にしてほしいという要望なども寄せられており⁹⁾、その対策を急ぐ必要があります。

改めて述べるまでもなく、日本の特許制度の魅力を高めるためには、特許権が容易には無効とならない安定的なものとする必要があります。最近の産業構造審議会知的財産分科会でも各界を代表する多くの委員から「特許の質」や「審査の質」が重要である旨の意見¹⁰⁾が繰り返されています。

米国は1982年の連邦巡回控訴裁判所（CAFC）の設置により、特許権の安定性を格段に高めました。とりわけ、米国特許法第282条には権利有効推定規定があります。同規定により、特許権の無効を主張する被疑侵害者に対し、その特許性がないとする「明確かつ確信的な証拠」を求めており、訴訟において特許権を潰すことは容易ではありません。これにより、前掲の通り、安心して研究開発を行い、特許権により、その投資を回収する道が確実なものとなりました。結婚式スピーチの定番である17世紀の英国の神学者トーマス・フラーの名言「結婚前には両目を大きく開いて見よ。結婚してからは片目を閉じよ」の「結婚」を「特許権付与」と読めば、わかりやすいでしょう。結婚前後において、同様に厳しく見ていては、将来の繁栄と多幸は容易なことではありません。

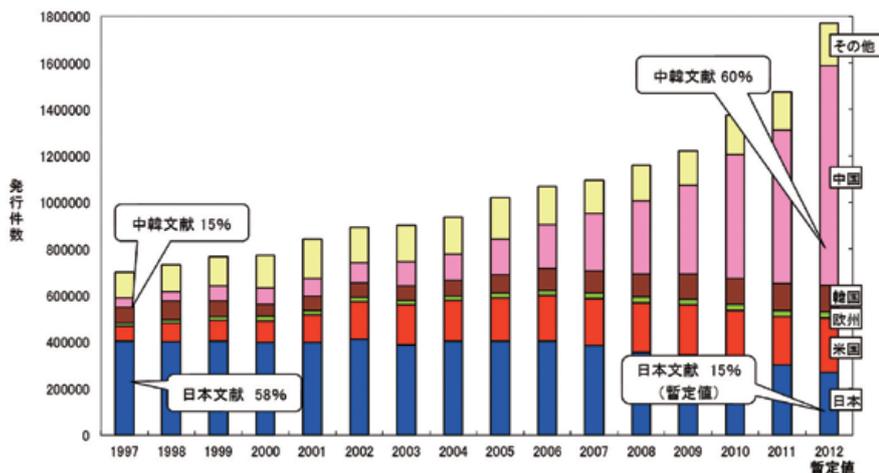


図13 急増する外国語文献

8) JETRO米国発特許ニュース（JETRO NY諸岡）。なお、同法案に対しては、過度にトロール対策に過ぎる内容もあり、プロパテント政策が阻害されないようにすべきとの意見も多い。例えば、米主要紙（The Hill 2013年12月5日付）の報道によれば、前USPTO長官のDavid Kappos氏が、下院法案に対し、「米国特許法の強度を堅持するための取組が講じられず、ブラジル、中国、インドなどに、特許制度の強化を求めていく中で、誤ったシグナルを送ることになるであろう。イノベーション法案のいくつかの条項は、もっと狭められなければならない。上院での法案起草時に、法案を大幅に改善することが可能であろう。」としている。

9) 平成25年度特許審査の質についてのユーザーアンケート報告書（平成26年3月特許庁）39頁

10) 例えば、産業構造審議会第4回知的財産分科会（平成25年12月16日）を見ただけでも、長岡委員、古谷委員、小林委員、竹中委員、大淵委員（発言順）らから品質の重要性が指摘されている。

1970年代以前のアンチパテント時代に低調であった民間研究開発投資が、プロパテント政策とともに大幅に伸張し(図9)、その後の米史上最長の景気拡大に繋がったことは上で述べたとおりです。

我が国にあって、早急に特許権の安定化に向けた諸施策の検討が求められます。最近の研究報告書¹¹⁾によれば、特許訴訟を経験した我が国大企業13社と中小企業4社にヒアリングを実施したところ、特許法104条の3が施行された後、多くの企業が、特許権が十分には安定していないと考えています(大企業13者中7者、中小企業4者中4者)。このため、多数の企業(大企業13者中8者、中小企業4者中3者)が、特許の安定性を高めるための施策の導入について前向きな意見を述べています。

上記研究報告書では、特許の安定性を高めるための法的措置として、①特許権侵害訴訟における有効性推定規定の創設、②特許法第104条の3に関する明白性要件の追加、③無効理由の制限などの法的措置の導入の可能性が指摘されています。また、具体的な運用上の方策として、①判例の蓄積を踏まえ、かつ産業界や有識者等の意見を反映している特許庁の審査基準は、裁判においてできる限り尊重されるべきではないか、②個々の案件について技術専門官庁である特許庁がなした判断は、当該案件に係る裁判において極力尊重されるべきではないか、③少なくとも裁判所と特許庁での判断レベルがある程度統一されることが望ましい、とのヒアリングにおけるユーザーの代表的な意見を紹介しています。

このように、特許庁の専門官庁としての審査に対する我が国ユーザーの信頼は高く、この信頼を失うことの無きよう、引き続き品質管理の充実が求められます。同研究報告書にも記されるように、特許の安定性を高める「必要でかつ最も有効な方策は、特許庁におけるサーチを充実し、審査審判を適切に行うこと」であることを忘れてはなりません。

3. 今後の特許審査の基本方針

特許庁審査部では、10年来の最重要課題の一つとして取組んできたFA11が実現した今日、この10年の特許制度を巡る情勢変化と新たな課題を踏まえ、「FA11達成後の特許審査の基本方針」を新たに策定しました。本稿では、

これを概説します。なお、その詳細につきましては、本稿に続く特許庁調整課の基本方針策定時の各担当室長の詳説に委ねることとします。

同基本方針は、本題を「世界最速・最高品質の特許審査の実現に向けて」と致しました。我が国の優れた研究開発の成果を特許権として保護・活用し、これを事業拡大や研究開発への継続的な投資の促進に結び付け、新たな創造活動に繋げる、いわゆる知財創造サイクルを促す上で、特許審査の役割は一層重要なものとなっています。今後もこの重要性は増すことでしょう。こうした思いを込め、産業構造審議会知的財産分科会の本年(2014年)2月の「とりまとめ」でも記された「世界最速・最高品質の特許審査」をタイトルに付したものです。これを実現するため、(1) 後戻りすることなく迅速性を堅持し、(2) ユーザーニーズに応えた質の高い権利を設定し、(3) 海外特許庁との連携・協力を強化しながら世界をリードしていくことを、基本方針の三本の柱として、具体的な諸施策を提示しています。

(1) 後戻りすることなく迅速性を堅持する。

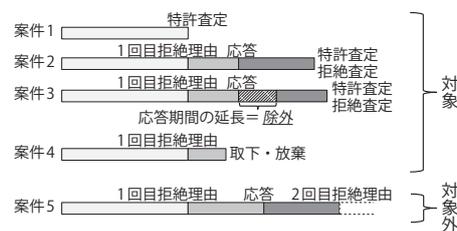
同基本方針には、特許審査着手の「迅速性」を確保することにより、国内外での特許取得の可能性を適時に出願人に示唆しつつ、優れた発明の事業化を促し、「特許審査の意義」を高めるものと記されています。基本方針では、この迅速性確保の成果を「果実」なるやや情緒的な表現で説明しています。

これまでも1970年代の審査請求制度の導入や1990年代の日米構造協定の対米公約の実施などにより、審査の遅延の解消を何度か実現してきました。しかし、その後の体制強化や制度的対応を怠り、審査請求件数(イン)と審査着手件数(アウト)との不均衡を凶らずも生じさせてきました。二度とこうした事態を招かない、そうした思いを「得られた果実を堅持する」旨の言葉に込めたものです。

こうした状態を長く堅持するために、本年3月11日に、2023年度までの新たな10年目標として、特許庁として「今後10年以内に特許の「権利化までの期間」と「一次審査通知までの期間」をそれぞれ、14月以内、10月以内」とするとの目的を提示しました¹²⁾。病院に例えれば、診察までの待ち時間を短くするだけでなく、治療に要する期間も短

11) 平成25年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「侵害訴訟等における特許の安定性に資する特許制度・運用に関する調査研究報告書」(平成26年2月)第94~100頁(一般財団法人知的財産研究所)

12) 同目標の「権利化までの期間」については、「出願人が制度上認められている期間を使って補正等を行うことによって特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合を除きます。」との注釈が付されている。これは、右図のとおり、審査請求から一次審査で審査が終了する、又は、審査請求から一回目の拒絶理由通知に対する出願人の応答(意見・補正)に対する二次審査で審査が終了するまでの期間(以下、この期間を「標準審査期間」という。)の平均を対象とすることを意味する。すなわち、二回目の拒絶理由を通知しなければならない案件は除外される。また、応答期間の延長等、出願人に起因する延長期間を除く。



くしようとの目標です。勿論、拙速な治療をユーザーは望む訳はなく¹³⁾、標準的なケースのみを対象としました。

権利化までの期間を短縮するとは、特許査定のみならず、拒絶査定を含む最終処分までの期間を短縮することに繋がります。最終処分までの平均期間が30月近くにも及ぶ状況(2012年実績)では、拒絶される案件であっても、出願後18月の出願公開制度によって、その多くが公開されることとなります。特許性が否定され拒絶される出願であっても、その明細書には製造方法やノウハウなど、貴重な技術情報が含まれることも少なくありません。最終処分までの期間が短縮されるとは、例えば出願とほぼ同時に審査請求された案件が、出願公開の前には特許取得の目処がつくことを意味しています。「18か月出願公開制度」とは、公開前に拒絶された案件までも公開する趣旨ではありません。言い換えれば、ユーザーにとって、特許権の活用に加えて、特許査定に至らなかった発明の秘匿(非公開)も含めた、多様な事業戦略の構築を可能にするものと期待できます。

フルマラソンを走り終えた中、息を吐く暇もなく、新たな迅速性目標と映るかもしれません。しかし、最大91万件(2007年度末)にまで及んでいた審査着手を待つ案件を大幅に縮減した今日、新たな目標は、日々の案件管理を継続しつつ、各年度のイン・アウトのバランスを踏まえ、必要な審査体制の整備強化や施策の充実を着実かつ不断に図り続けることにより実現可能な目標と言えます。

(2) ユーザーニーズに応えた質の高い権利を設定する。

特許の質への国内外から示される関心の高まりを背景に、同基本方針では、「迅速性を堅持した上で、特許権の活用がより重要となる中、審査制度が本来求める的確性の確保により留意していく必要」があるとしています。

特に、世界に通用する質の高い特許とは、後に覆ることのない「強さ」と、発明開示に見合う「広さ」が求められるとした上で、「強く・広く・役に立つ特許権」と定義づけました。ここでは、安定性を指す「強さ」、十全性を示す「広さ」に加え、「役に立つ」、すなわち「有用性」についても言及しています。特許の質については、内外において、種々の議論があり、いまだ定着した定義があるわけではありません。一方、渡部¹⁴⁾らが指摘するように、特許の質の概念として、法的有効性はもとより、特許制度の発明奨励、

産業振興としての側面をとらえ、「十分に活用されること」、すなわち有用性が考慮されるべきとの論もあります。今回、特許庁はこうした論を踏まえ、特許の質を「強く・広く・役に立つ特許権」と定義づけ、こうした特許を付与することが高品質な審査と位置づけました。

審査の段階で、「役に立つ」発明か否かを把握することは、必ずしも容易ではありません。定員制限が厳しく諸外国特許庁以上に効率性が求められる我が国の審査官は、自ずと当該発明がおよぼす市場や業界、第三者への影響を思いながら、限られた時間の中で最適かつ均衡のとれた判断に心がけています。言い換えれば、出願人のみならず、広く業界や国民の納得が得られるように、審査官は自ずと審査対象となる発明の有用性を意識しながら審査を行っているといえます。「技術の目利き」として期待される審査官にとって、その期待を確たるものとするためにも、担当技術の国内外の将来トレンドに目配りする必要があります。技術動向調査に関連する予算は、毎年増額しており、特に今年度は前年度と比較し倍増という破格の予算が認められました¹⁵⁾。審査部としても、かかる技術動向調査を積極的に活用していく必要があります。

本年(2014年)4月18日に開催されました知財功労賞表彰式において、受賞者を代表して挨拶に立たれた企業の会長は、多様な事業や製品に関する出願に対し、事業戦略対応まとめ審査や特許審査ハイウェイ(PPH)を通じ、特許庁審査部の適時適切な助言もあり、グローバルかつ網羅的な権利取得と海外事業の展開ができたこと、高く評価していただきました。ユーザーニーズに応えた強く・広く・役に立つ特許権付与の重要性を端的に述べていただいたとの思いです。

このたび特許庁は、「国際的に信頼される質の高い特許権は、円滑かつグローバルな事業展開を支援し、イノベーションを促進する上で重要」との視点から、上記の「強く・広く・役に立つ特許権の設定」をはじめとした基本原則を記した品質ポリシーを策定いたしました。同ポリシーの冒頭に記したように、特許審査に関わる全ての職員は、幹部のリーダーシップ及び参画の下、強い責任感と意欲を持ち、審査を遂行する必要があります。

ポストFA11として、「世界最高品質の特許審査」を実現していく上で、上記「品質ポリシー」の策定の他、特許庁として、あるいは審査部として、以下の各施策を積極的に進めて参ります。

13) 一般に8割を超える案件が、一次審査(17%)、または、一回目の拒絶理由通知に対する出願人等の応答(意見・補正)に対する二次審査(64%)により、審査が終了している。一方、二回目の拒絶理由を通知する案件とは、出願人・代理人に再度の応答の機会を与え、これにより瑕疵ある特許や無理な拒絶査定を避けるために行うことが常である。こうした案件も含めて、審査終了までの期間の短縮を目標にした場合、出願人の応答の機会を制限し、瑕疵ある特許や無理な拒絶査定を促すおそれが生じる。このことは、第4回知的財産分科会において、産業界、弁理士会、大学等を代表する各委員からも示された懸念である。かかる懸念を払拭するために、前掲のとおり標準的なケースを対象とした。

14) 「特許の価値と質—競争と協調のための特許制度を考えるために」渡部俊也(東京大学先端科学技術研究センター)

15) 技術動向調査関連予算は平成25年度568百万円、平成26年度1172百万円

- ①品質関連の取組やそのための体制を見える化した品質マニュアルの整備及びそれに沿った体系的な品質管理の実施
- ②外部有識者によって構成される委員会による品質管理の実施状況、実施体制等のレビューの導入
- ③庁内外、国内外においてわかりやすい審査基準とするための現行審査基準の大幅な見直し
- ④出願人との意思疎通を深め、真に役に立つ質の高い権利の設定に資するための面接審査の充実
- ⑤先行技術調査の一層の質向上のための外国語文献調査の拡充

(3) 海外特許庁との連携・協力を強化しながら世界をリードする。

この10年の情勢変化の中でも述べたように、企業活動のグローバル化を背景に、欧米のみならず中国や韓国、更にはASEANやインドを始めとする新興国での知的財産権の確保が急務となっています。このため、上でも述べたように、日米欧三極及び中国・韓国等の主要国偏重の我が国企業の国際出願戦略の見直しに資するよう、ASEAN諸国をはじめとした新興国での権利取得の「予見性」を高める施策を展開して参ります。

これまで権利取得の予見性を高める観点から、我が国特許庁は、特許審査ハイウェイ (PPH) の提唱 (2006) や五大特許庁会合等での制度調和の議論の提起 (2011)、制度調和に向けた先進国長官会合 (テゲルンゼイ会合) 立ち上げに向けた積極的関与 (2011)、日ASEAN長官会合の発足 (2012) など、国際的議論を主導してきました。今後は、更に新興国のニーズに応えられるよう、審査の現場レベルにまで入り込み、協力を惜しまぬ思いです。

基本方針では、ASEAN等の新興国の制度・運用の整備状況が国毎に異なった段階にあるとして、いわゆる「オーダーメイドな連携・協力」の必要性を述べています。具体的には、①審査官や国際研修指導教官の派遣や、②その後のフォローアップ、③我が国特許庁の審査官育成ノウハウに基づく審査官育成プログラムや研修テキストの提供、更には、④海外駐在職員等の活用等を通じ、これら新興国の発展段階やニーズに合わせて、我が国の世界最先端の審査手法を浸透させられるように進めて参ります。

4. さいごに

10年目標を実現した今、その周辺を支えていただいた事務部門や情報技術部門、さらには登録調査機関の方々に

感謝しつつ、何より欧米の3～5倍の効率性を維持しながら、世界最高水準の迅速性を実現した1700名の我が国特許審査官の底力を見た思いです。

知的財産基本法 (2002) が成立した当時、難題とされた審査官定員の大幅増員や出願・審査請求構造改革に資する料金体系の大幅見直しに向けて、担当補佐として企画を立案し、悲壮な思いで施策調整に微力ながらも奔走した十数年前の日々を懐かしく思い出しています。

こうした節目を迎える中、昨年 (2013年) 6月7日に閣議決定された「知的財産政策に関する基本方針」では、「今後10年で知的財産における世界最先端の国となることを目指す」と記されています。我が国のイノベーションを促し、国際競争力を確保するためには、此度実現した世界最高水準の迅速性という成果を堅持しつつ、審査の品質の一層の向上と国際化に向けて、審査官の高い責務と役割に終わりはありません。

この3月に、百年の歴史を持つ主要経済誌に「公務員の働きがいランキング」¹⁶⁾が掲載され、司法も含めて多くの組織が群雄割拠する霞ヶ関の中で、特許庁は第三位の称号を得ました。新たな長期目標により、改めて底力が求められる審査官をはじめとした特許庁職員にとって、この銅メダルは、一服の清涼剤となることでしょう。

profile

澤井 智毅 (さわい ともし)

1987年4月	特許庁入庁
1991年4月	審査官昇任
1996年7月	カリフォルニア大学デービス校客員研究員
1997年7月	国際課長補佐 (国際調整班長)
1999年4月	電子計算機業務課長補佐 (調査班長)
2000年10月	審判官 (第16部門)
2001年10月	調整課長補佐 (調査班長、企画調査班長)
2005年6月	JETRO ニューヨーク知的財産部長、知的財産研究所ワシントン事務所所長
2008年7月	総務課情報技術企画室長
2010年4月	審査第二部審査監理官 (動力機械)
2011年1月	国際課長
2012年7月	審査第二部上席審査長 (生産機械)
2013年7月	調整課長

16) 週刊ダイヤモンド2014/3/8号第43頁公務員の働きがいランキング、1位:財務省、2位:裁判所、3位:特許庁、4位:経済産業省、5位:国立病院機構、6位:国際協力機構、7位:警視庁、8位:陸上自衛隊、9位:横浜市役所、10位:文部科学省